

別紙1-1

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第 号
------	---------

氏 名 緒川 和代

論 文 題 目

子どものトラウマと心理療法に関する研究

—EMDRの適用に焦点付けて—

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 松本真理子

名古屋大学心の発達支援研究実践センター教授 永田雅子

名古屋大学心の発達支援研究実践センター教授 金子一史

## 論文審査の結果の要旨

### 別紙 1-2

本研究は、子どものトラウマ概念、疾患および心理療法について、その実態を明らかにし、心理療法の実践事例を通してトラウマを受けた子どもの治療論を具体的に論じ、特に EMDR (眼球運動による脱感作と再処理法) による心理療法に焦点を絞ってその有効性と課題を明らかにすることを目的とするものである。

第 1 章では、子どものトラウマの概念の変遷とその歴史を明らかにした。子どものトラウマへの関心は成人に遅れ 19 世紀に虐待の研究から始まり、20 世紀の法整備を経てようやく発展した。しかし現代社会でも子どもが何らかのトラウマに苦しめられることは続いており、子どものトラウマに対する知識や心理療法の知見が求められていることを指摘した。

第 2 章では、DSM-5、ICD-10 などの診断基準に基づいて子どものトラウマ関連疾患である、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) と解離性障害の臨床像の検討を行った。その結果、子どものトラウマに起因する疾患の診断は、言語表現が未熟で、甘えやわがまま、退行などの行動と区別がつきにくいため難しく、多角的で細やかな観察と、第三者による出来事の聴取や客観的観察力を要することが示唆された。子どもの場合は大人から見れば些細な出来事がトラウマ関連疾患を招きやすいことや、長期に繰り返されるトラウマが人格形成に大きな影響を与えること、愛着の基盤の弱さがトラウマ関連疾患形成の脆弱因子となることなどが示唆された。

第 3 章では、国内外のガイドラインを用いて子どものトラウマ治療において推奨される心理療法について検討を行った。具体的には、国際トラウマティック・ストレス学会による「PTSD 治療ガイドライン」、米国児童青年精神医学会による「トラウマ治療ガイドライン」、英国国立医療技術評価機構 (National Institute for Health and Clinical Excellence: NICE) や世界保健機関 (World Health Organization: WHO) の「PTSD 治療ガイドライン」、また国内では厚生労働省、国立成育医療研究センター、文部科学省、静岡大学などのガイドラインを用いた。その結果、治療法としては認知行動療法、中でもトラウマ・フォーカスト認知行動療法 (TF-CBT) や EMDR が推奨されていることが示された。しかし国内の現状としてはまだ実施できる場が少なく、精神力動的心理療法が多く使用されていることが明らかとなった。そこでトラウマに特化した心理療法と精神力動的心理療法を概観し方法や目的に違いがあることを明らかにした。それぞれの心理療法の特徴を踏まえ、いかに実践に取り入れるかが課題となると示唆された。

第 4 章では、子どものトラウマに対する研究の全体像を明らかにすることを目的として文献展望を行った。第 1 節では、国内外の子どものトラウマに関する文献数や内容の比較検討を行った。その結果、海外では 1940 年頃から研究が増加しているが、国内では 1990 年頃から研究が報告されるようになり、着実に総文献数が増加している海外に比べ国内はまだ文献数に乏しいことが指摘された。しかし内容では海外同様に発達心理学や神経生物学などの分野を巻き込みながら発展していることが示され、特にわが国では発達障害とトラウマの関連を指摘する研究の存在が示された。第 2 節では、トラウマ

関連疾患である PTSD と解離性障害のわが国における事例論文の文献展望を行った。その結果、PTSD 症状は回避が最も多く、治療は伝統的な精神力動的心理療法が多く使われ、治療期間は比較的短く予後が良い特徴が明らかとなった。一方、解離性障害の事例論文を文献展望した結果からは、15 歳以前から発症の兆しがありながら受診に至ることは少なく、両親の養育態度や、虐待的生育環境、子どもの性格特徴、生育歴における外傷体験の有無が疾患につながる一つの指標となることが明らかとなった。第 3 節では、トラウマに対する心理療法として EMDR に関する文献展望を行った。その結果、EMDR はレジリエンスを高め重篤化の予防に役立つことや、PTSD 症状の軽減だけでなく、気分の改善に関する有効性や新たな障害、疾患における適用可能性が示された。

第 5 章では、学校や家庭で体験したトラウマにより身体症状を呈した小学生に EMDR を実施した自験例を通して、その具体的な心理療法過程を示し、用法と有効性及び課題を明らかにした。また、トラウマに特化した心理療法が使用できない事例として解離性障害の高校生へ精神力動的心理療法を行った自験例を通して、その具体的な心理療法過程を示し用法と有効性および課題を明らかにした。その結果、EMDR は言語表現の未熟な子どもや感情表現に行き詰った子どもに使用することで身体症状を消失させる効果が認められた。一方、トラウマに特化した心理療法が使用できない場合でも精神力動的心理療法を使用して本人の安定化や回復的な情緒体験の蓄積、社会的つながりと対人関係能力の構築を目指して環境を含め包括的に支援することで症状の改善が認められ成長を促すことが示された。最後に比較的考察として、EMDR の有効性はトラウマ処理の時間の短さや言語依存性の低さが挙げられ、精神力動的心理療法の有効性は、時間をかけてトラウマ後成長を目指せることや家族全体への波及効果が挙げられた。心理療法はそれぞれの特徴を踏まえて使用することでより効果的に支援できることが示された。

第 6 章では総合考察として、トラウマに特化した心理療法である EMDR に焦点付けて有効性と課題を検討し、EMDR は子どもにおいてもトラウマ治療に有効な治療法である a)安定化と安全性、b)トラウマの想起と処理、c)体験の統合と対人関係の再構築が組み込まれた包括的な心理療法としての意義が示された。課題として、技術面の向上と治療者の不足が指摘されるものの、これまで治療法の少なかった長期のトラウマを受けた子どもへの適用や、小児科のような一般医療現場での適用が検討され、今後の展開に期待が向けられる心理療法であることが示された。

本研究により、わが国における子どものトラウマに起因する疾患の特徴、治療、および研究動向が明らかになり、子どもに対する EMDR 治療の有効性を示したことは、今後のわが国における実践の方向性を示唆し、子どものトラウマに対する心理療法の発展に大きく貢献するものと考えられる。

本論文に対して、審査委員は慎重に審議を行い、内容に関して次のような指摘がなされた。

(1) 本論文のオリジナリティである子どもへの EMDR 適用における有効性に対する考察が不十分ではないか、(2) EMDR に関する専門用語の説明はもう少し丁寧にされるべきではないか、(3) 事例の考察部分に治療経過として書くべきことがはいつているなど事例論文の書き方が曖昧ではないか、(4) 総合考察の章が、前章までの結果を踏まえた書き方になっていないのではないか。

学位申請者は、これらの問題点や今後の課題についても十分に認識しており、審査員からの指摘や質問に対しても適切かつ誠実な応答が行われた。上記のような課題があるものの、本論文はこれまでわが国における研究の乏しかった子どものトラウマを取り上げ、概念の変遷、研究動向を明らかにし、自験例研究を含めて、子どものトラウマ治療について、EMDR に焦点づけて検討した点は高く評価できるものであり、今後の子どものトラウマ治療の分野への貢献度は極めて高いものと考えられた。

よって、審査員全員一致して、本論文を博士（心理学）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。